



長野県報

3月8日(月)
平成16年
(2004年)
第1539号

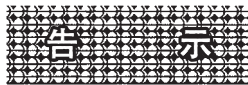
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課)	1
障害者等共同作業訓練事業補助金交付要綱(昭和60年長野県告示第354号)の一部改正(障害福祉課)	2
都市計画の決定及び図書の縦覧(30件)(都市計画課)	2
過疎地域自立促進特別措置法に基づき長野県が実施する市町村道の改築工事(道路維持課)	7

公告

一般競争入札(人事活性化チーム職員サポートセンター準備室)	8
一般競争入札(管財課)	9
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室)	9
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出書及び添付書類の縦覧(産業振興課)	10
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(2件)(産業振興課)	11
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業振興課)	12
土地区画整理事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	12
都市計画案の縦覧(6件)(都市計画課)	12
一般競争入札(2件)(住宅課)	13
一般競争入札(政策チーム)	15
一般競争入札(厚生課)	16
一般競争入札(医務課県立病院室)	17
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道課)	17
一般競争入札(6件)(教学指導課)	18
包括外部監査の結果に関する報告に基づき長野県知事が講じた措置(3件)(監査委員事務局)	22
一般競争入札(医務課)	32



長野県告示第105号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

長野県厚生農業協同組合連合会

2 事業の種類

長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院増築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野市松代町松代字殿町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院増築事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第24号に規定する医療法による公的医療機関に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である長野県厚生農業協同組合連合会(以下「当連合会」という。)は、経営管理委員会において施設の整備につき承認されており、また、事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

当連合会長野松代総合病院(以下「当病院」という。)は、現在、標榜診療科23科、病床数365床を擁する長野市南部の地域基幹病院であるが、全病棟のうち、昭和47年、48年建築で当病院の中核となっている東棟並びに昭和40年建築の放射線・検査棟は、ともに年月の経過によって、建物と各種配管設備の老朽化が著しくなっていると、利用者の増加に

伴う狭あい化が進行しており、改修等が必要となっている。これらの病棟においては、病室はもとより、外来診療室、放射線室、検査室及び待合コーナーが狭い上に廊下の幅にも余裕がなく、入院患者や外来患者の利用環境がよくないことから、診療業務に大きく影響している。さらに、医局研究室の不足や事務室の狭あい化など、職員の執務場所の確保にも苦慮している状況である。

また、平成13年の医療法施行規則の改正に伴い、病棟の構造設備の新基準が定められ、1病床当たりの面積と廊下の幅に関する基準が引き上げられたため、全病床の約3分の1と廊下の大半が新基準に適合しなくなっており、利用者からの要望が強い療養環境の改善を行うためにも施設の抜本的な改修が必要な状況となっている。

本件事業の施行により増築棟が完成すれば、診察や検査を行うのに十分なスペースが確保され待合コーナーも充実するため、患者が利用し易くなるとともに、患者と医療スタッフが相談等を行う専用室の設置によってプライバシー保持の厳格化が図られるほか、職員も効率的に業務を行えるようになる。さらに、既存棟から増築棟へ240床分の病室が移設され、それ以外の病室についても、順次、改修を行えるようになることから、入院患者の療養環境が大きく向上する。以上のとおり、当病院は地域基幹病院としての役割をより一層果たせるようになるものと期待される。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業により建築される増築棟は、既に病院敷地として使用されている土地の南側に位置すること、増築棟の敷地が他の民有地に直に接していないこと等から、日照問題による近隣の住宅等への影響は極めて少ないものと認められる。また、起業地内には既に当病院の施設が存在しており、地域住民に受け入れられているものと認められるため、施設の増築による住民の生活環境への影響は生じないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

当病院の施設は、その中核となっている病棟の老朽化が顕著で、しかも狭あい化が進行しているため改修等が必要となっているが、施設に対する利用者のアンケートの結果等によっても、「狭い、暗い、汚い」といった印象が群を抜き、療養環境の向上のための施設改善を求める声が強くなっている。また、第三者で構成される当病院の運営委員会においても同様の意見が出されている。以上から、本件事業は、早急に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

当連合会では、当病院における利用者の療養環境の向上及び心身ともに負担の少ない受診環境の改善並びに職員の効率的な業務遂行のため、既存棟と増築棟を機能的に接続し、診療機能の向上を図るために必要な面積の敷地を確保するものであり、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

長野市役所

企画課

長野県告示第106号

障害者等共同作業訓練事業補助金交付要綱(昭和60年長野県告示第354号)の一部を次のように改正します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

第2の表中「2の事業を実施するに要する経費」を「行う障害者等共同作業訓練事業に要する経費のうち1又は2に係るもの」に、「2に」を「1又は2に」に改める。

第9中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第9の改正規定(「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める部分に限る。)は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の障害者等共同作業訓練事業補助金交付要綱第2の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

障害福祉課

長野県告示第107号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
小諸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
小諸都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び小諸市役所

都市計画課

長野県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
佐久都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課、佐久市役所、臼田町役場及び御代田町役場

都市計画課

長野県告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
小海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
小海都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び小海町役場

都市計画課

長野県告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
上田都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び上田市役所

都市計画課

長野県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
丸子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
丸子都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び丸子町役場

都市計画課

長野県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
岡谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
岡谷都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び岡谷市役所

都市計画課

長野県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
諏訪都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び諏訪市役所

都市計画課

長野県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
茅野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
茅野都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び茅野市役所

都市計画課

長野県告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
辰野都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び辰野町役場

都市計画課

長野県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
下諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
下諏訪都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び下諏訪町役場

都市計画課

長野県告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
箕輪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
箕輪都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び箕輪町役場

都市計画課

長野県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
富士見都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び富士見町役場

都市計画課

長野県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
伊那都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
伊那都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課、伊那市役所、高遠町役場及び南箕輪村役場

都市計画課

長野県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
駒ヶ根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
駒ヶ根都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課、駒ヶ根市役所及び宮田村役場

都市計画課

長野県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
高森都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
高森都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び高森町役場

都市計画課

長野県告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
飯島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
飯島都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課、飯島町役場及び中川村役場

都市計画課

長野県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
木曾福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
木曾福島都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び木曾福島町役場

都市計画課

長野県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
松川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
松川都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び松川町役場

都市計画課

長野県告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
上松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
上松都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び上松町役場

都市計画課

長野県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
大町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
大町都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び大町市役所

都市計画課

長野県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
千曲都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び千曲市役所

都市計画課

長野県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
白馬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
白馬都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び白馬村役場

都市計画課

長野県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
信濃都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び信濃町役場

都市計画課

長野県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
池田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
池田都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課、池田町役場及び松川村役場

都市計画課

長野県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年3月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
牟礼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
牟礼都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び牟礼村役場

都市計画課

長野県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年 3 月 8 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
坂城都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び坂城町役場

都市計画課

長野県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年 3 月 8 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
飯山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
飯山都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び飯山市役所

都市計画課

長野県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年 3 月 8 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
中野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
中野都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び中野市役所

都市計画課

長野県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年 3 月 8 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
野沢温泉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
野沢温泉都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び野沢温泉村役場

都市計画課

長野県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年 3 月 8 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
山ノ内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
山ノ内都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び山ノ内町役場

都市計画課

長野県告示第137号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成16年 3 月 8 日

長野県知事 田 中 康 夫

路線名	工 事 区 間	工事の種 類	工 事 開始の日
26号線	下伊那郡浪合村1306番の1地先から 下伊那郡浪合村1294番の7地先まで	道路改良	平成16年 3月8日

道路維持課